

通達甲（総. 情. 管1）第1号

平成18年3月16日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警察情報システムに係る監査実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警察情報システム等に係る監査実施要綱を制定し、平成18年3月16日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁情報管理業務監査実施要綱の制定について（平成13年11月22日（総. 情. 管1）第18号）は、廃止する。

記

制定の趣旨

警察情報システム等の運用、管理及び情報セキュリティに関し、監査を適正に行うため、新たに要綱を制定するものである。

別添

警察情報システムに係る監査実施要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号。以下「セキュリティ規程」という。）第18条の規定に基づき、警察情報システムの運用、管理及び情報セキュリティに関する監査の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 監査の体制

- 1 情報セキュリティ管理者（セキュリティ規程に定める情報セキュリティ管理者をいう。以下同じ。）は、情報セキュリティ管理補佐官（セキュリティ規程に定める情報セキュリティ管理補佐官をいう。以下同じ。）をして、監査を実施するものとする。
- 2 情報セキュリティ管理補佐官は、必要により情報管理課管理官の職にある者の中から監査官を指名し、監査を代行させることができる。
- 3 情報セキュリティ管理補佐官は、監査官の職務を補佐させるため必要があるときは、情報管理課の職員の中から適任と認められる者を監査補佐官に指名することができる。

- 4 情報セキュリティ管理補佐官は、警察情報システムを主管する所属の長に対して、当該所属の職員の派遣を求め、監査を補佐させることができる。

第3 監査の種別

監査の種別は、通常監査及び特別監査とする。

第4 通常監査

1 通常監査の実施

通常監査は、各所属に対して、毎年1回、実地調査又は書面調査（以下「実地調査等」という。）により実施するものとする。

2 通常監査の実実施計画等

- (1) 情報セキュリティ管理補佐官は、通常監査の監査項目その他必要な事項について実施計画を策定するものとする。
- (2) 情報セキュリティ管理補佐官は、実施計画を策定するときは、警察情報システムを主管する所属の長に監査項目その他必要な事項について意見を求めるものとする。
- (3) 情報セキュリティ管理補佐官は、監査の実施に必要な事項を、事前に通常監査の対象所属の長に通知するものとする。

3 監査官の措置

- (1) 監査官は、通常監査の対象所属の長を通じ、当該対象所属の職員に対して、指定する日時及び場所への出頭を求め、説明及び資料等を提出させることができる。
- (2) 監査官は、通常監査を終了したときは、意見を付して、その結果を情報セキュリティ管理補佐官に報告しなければならない。

4 情報セキュリティ管理者への監査結果の報告

情報セキュリティ管理補佐官は、通常監査の実施結果を、速やかに情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

5 監査結果に基づく措置

- (1) 情報セキュリティ管理者は、通常監査の結果に基づく改善すべき事項等を、通常監査の対象所属の長に指示するものとする。
- (2) 前(1)の指示を受けた所属の長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置をとり、その結果を情報セキュリティ管理者（情報セキュリティ管理補佐官経由）に報告するものとする。

第5 特別監査

特別監査は、情報セキュリティ管理者が特に必要があると認めるときに、監査の対象所属、

監査項目その他必要な事項について、実地調査等により実施するものとする。

なお、特別監査の実施に当たっては、前第4の3から5までの規定を準用する。